

ボランティア活動支援に関する提言

平成7年5月
全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター
ボランティア活動に対する社会的支援策の
あり方に関する調査・研究委員会

・ボランティア活動を推進するNPOへの支援策

業精神を損ねるものであってはならない。

NPOへの支援策の基本的な考え方

多様な価値観を有するに至った国民のニーズを満たすためには、民間非営利団体(「NPO」とする。政治団体及び宗教団体を除く。以下同じ)が自発的に行う非営利活動を幅広く公益にかなうものと認め、NPOの公益性にふさわしい法人制度、税制優遇措置などの所要の法制度の整備とともに、国、地方自治体、企業、民間団体、市民等がそれぞれの役割に応じてNPOに対する財政、その他の支援を行う必要がある。

- ・ NPOへの支援策はNPOの主体性を尊重し、NPOの自発的な活動の継続的・安定的発展に資するものであって、NPOの活動への外部からの干渉を強めるようなものであってはならない。活動にともなう責任はNPO自身が負うことを原則とする。
- ・ ENPOの公益性からみて、NPOの活動を支える基盤整備について公的支援が行われることは重要であるが、その際は、NPOの自発性、主体性を損ねない支援でなければならない。
- ・ NPOは本来、財政面においても民間資金及び自主財源を中心に運営されることが基本であるが、当面は公的資金も含め、民間財源、自主財源、公的資金が適切に組み合わせられて運営される必要がある。
- ・ NPOへの支援は、NPOの組織活力、開拓性、起

NPO発展のための法制度面の整備

1. NPOの法人制度の創設

(目的)

- ・ 自然環境の保護・保全、文化・スポーツ・コミュニティ活動の振興、医療・保健・社会福祉の増進、災害救助、国際協力、政策研究その他の公益の増進に寄与する活動を自発的に行うNPOが法人設立ができるよう、新たな法人制度を創設する。

(設立の手続き、要件)

- ・ 設立は法務局への届出による。
- ・ 設立の要件は、次の事項とする。
目的、名称、主たる事務所の所在地、主として活動を行う地域、代表者、会計責任者、規約・会則等当該団体の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書、前年度の収支決算書、解散に伴う残余財産の帰属に関する事項、年次報告書の公開に関する事項

(設立後の報告の義務づけ)

- ・ 設立後、当該団体は、活動内容、財務諸表等を報告し、市民に公開する。虚偽の報告には罰則を設ける。

(解散の事由)

- ・ 設立の要件を欠く場合。
- ・ 総会により解散の決定をした場合。

- ・解散後30日以内に届け出るものとする。

2. NPOの税制優遇措置

(1) 法人格を持つNPOの課税取扱い

- ・法人格を持つNPOは、収益事業のみ課税され、本来の事業は課税対象外とする。

(2) NPOに対する公益法人並みの課税取扱の道を開く

(目的)

- ・法人格を持つNPOであって、その本来の事業が営利を目的としたものではないこと、もっぱら特定者の経済的利益を目的としたものではないこと、活動内容及び会計を明確にできる記録、帳簿が備えつけられていることを要件に、国税及び地方税上、公益法人等としての課税取扱をすることとする。

(認定の手続き)

- ・所在地の税務署長に申請し、税務署長が審査・認定を行う。

(効果)

- ・国税及び地方税上、公益法人等としての課税取扱を受ける。

(認定後の審査)

- ・認定を受けたNPOは、帳簿、活動内容の記録を備えつける。
- ・認定を受けたNPOは毎年税務申告を行い、その運営内容（活動実績、会計）について届け出る。

(認定取消の要件)

- ・認定の要件を欠く場合又は税務申告が行われな
ない場合には、税務署長は優遇認定を取り消す
ことができる。

(3) 特定公益増進法人並みの優遇措置への道を開く

(目的)

- ・法人格を持つNPOであって、2年間の活動実績があること又はこれに相当する実績が見込まれるものであること、寄附実績があること、及び寄附金の使途がその団体の設立の目的又は定款に定められた活動内容に充当されていることを要件とし、当該NPOに対する寄附金の損金算入（法人）、所得控除（個人）を認める。

(効果)

- ・認定を受けたNPOへの寄附を行った者は、法人

にあつては一般の損金算入限度額と同額の別枠を限度とし、損金算入することができる。また、個人にあつては所得の25%を限度とし寄附金控除ができる。

(認定の手続き)

- ・活動実績証明は関係行政機関の認定又は関係者の宣誓供述書（虚偽記載に対する罰則付）による。
- ・寄附実績証明は金融機関の証明による。
- ・寄附金使途の証明は、関係者の宣誓供述書（虚偽記載に対する罰則付き）による。
- ・優遇認定は所在地の税務署長に申請し、税務署長が審査・認定を行う。

(認定後の審査)

- ・認定を受けたNPOは、帳簿の備え付け、寄附金受入れ口座の特定と届け出を行う。
- ・認定を受けたNPOは毎年税務申告を行い、その運営内容（活動実績、寄附実績、寄附金使途）について届け出る。

(認定取消の要件)

- ・認定の要件を欠く場合又は税務申告が行われな
ない場合には、税務署長は優遇認定を取り消すこ
とができる。

(制度運用の留意点)

- ・個人の所得控除にあつては、年末調整時に当該団体の証明書を添付して行えるよう、申告手続きの簡素化を図る。

(4) 指定寄附金の対象としての認定の道を開く

(目的)

- ・現行の指定寄附金の対象として、一定のNPOについても、指定寄附金の個別指定が行えるよう運用改善を図る。

(要件)

- ・現行の指定寄附金の認定要件と同様とする。

(認定の手続き)

- ・NPOは、市民、NPO、行政、税務当局、有識者、その他により構成される委員会に申請を行う。委員会の事務局は都道府県、政令指定都市におく。なお、委員会の設置・運営にあつては、行政改革の精神を尊重する。
- ・都道府県の委員会からの推薦、協議に基づき、大蔵大臣が認可する。

(認定の効果)

- ・認定を受けたNPOへの寄附を行った者は、法人にあつては全額を損金算入することができる。
また、個人にあつては所得の25%を限度とし寄附金控除ができる。

NPOへの直接支援

3. 直接活動・事業型NPOへの財政，その他支援策

(1) 行政，公共的基金，共同募金，民間財団等による

助成の対象経費，実施方法等について，助成を行う者は次のような改善を図る。

共通事項

NPOの専門スタッフの育成についても助成対象とする。

NPOの管理・運営経費も助成対象とする。

NPOの起ち上がり準備及び寄附金の損金算入が認められるまでの期間における最小限度の活動資金，運営経費も助成対象とする。

助成の実施手続き及び基準の公開を図る。

専門的視野に立った助成を行うため，外部の専門家の参画及び内部スタッフの専門性の向上を図るとともに，助成の実施に際しては中長期的，継続的な助成を行う。

支援実施主体ごとの改善事項

行政支援における運用の改善

- ・実績がある団体のみでなく，活動の起ち上がり支援も含めた柔軟な支援を行う。
- ・支援、助成の実施にあたって，市民団体の意見聴取，調整の場を設ける。

地域福祉基金等公共的基金の拡充及び内容改善

- ・NPOへの財政的支援を行うため，地域福祉基金等公共的基金の拡充を図る。
- ・ボランティア活動及びNPO活動への直接的支援に助成対象の重点を移す。
- ・ボランティア活動及びNPOの管理・運営経費も助成対象項目として加える。
- ・助成先の決定等運営にあたっては市民，ボランティア，NPO，有識者等の参画を図る。

共同募金の改善

- ・ボランティア活動及びNPOの管理・運営経費に対しても配分する。
- ・内部スタッフの専門性の向上を図る。

- ・助成先の決定等運営にあたっては市民，ボランティア，NPO，有識者等の参画を図る。

民間助成財団の改善

- ・NPOの起ち上がり期に対する柔軟な資金援助を行う。
- ・ボランティア活動及びNPOの管理・運営経費に対しても配分する。
- ・内部スタッフの専門性の向上を図る。

(2) 活動拠点確保に関わる支援

- ・NPOの事務所等，恒常的な活動拠点の確保について，行政，公的機関，民間事業所等によるNPOへの低額又は無償による施設，設備の貸与又は提供を促進する。

(3) 郵便料金，電話等，公共料金の減免

- ・NPOの郵便料金，電話料金等，公共料金の減免を図る。

4. 小規模，法人格を持たないNPOへの支援

小規模，法人格を持たない直接活動・事業型NPOについては，上記の支援に加え，以下の支援の充実を図る。

(1) 起ち上がり支援

- ・起ち上がり時における情報提供，専門的アドバイス等の支援。
- ・起ち上がりのための最小限度の資金の助成。

(2) 専門的アドバイス等の活動支援

- ・活動及び組織運営等の計画，ボランティア等の募集，研修，地域の関係機関とのネットワーク等に対する相談等の支援。

(3) 専門機関，専門家，行政機関とのネットワーク支援

(4) 市民，企業・財団，行政等支援実施側への信用保証，支援仲介

- ・小規模，未法人であるために社会的な認知が低いNPOに対して，第三者機関が信用保証をし，支援を仲介する。

(5) 寄附金等の募集，受入れの支援

- ・税制優遇の認定を持たないNPOであっても，税制優遇の認定を受けた第三者機関と連携することで，事実上寄附金を受けられるよう，既存の第三者機関の機能強化を図るとともに，必要に応じて新規に創設を図る。

を指す。）

- ・振興・支援仲介型NPOの管理・運営経費に対して助成を行う。
- ・振興・支援仲介型NPOの専門スタッフの育成に対する支援（人材派遣，研修及び人件費助成等）を行う。

5. NPOの支援セクター（振興・支援仲介型NPO）への支援

行政，公共的基金，共同募金，民間財団等は，NPO支援セクター（振興・支援仲介型NPO）に対する支援を行う。（NPO支援セクターとは，NPOの活動情報の公開，市民，企業・労組等，行政機関による支援の組織化と支援ニーズを持つNPOへの仲介，小規模・未法人のNPOへの支援，研修の実施，活動に対する専門的なアドバイス等の役割・機能を果たすNPO

NPOの社会的認知を高めるための支援

6. NPOの社会的認知を高めるための支援

(1) 広報，PR活動の展開

- ・行政機関，公共放送，民間放送，マスコミ機関等もNPOの活動に対する市民の理解を促進し，活動への参加及び支援の気運を高めるための広報活動を支援する。

・ ボランティア活動への参加を図るための支援

1. 参加支援システムの開発及び充実

(1) ボランティアコーディネーターの設置促進

ボランティア・センター，社会福祉施設，病院，NPO，学校，企業，労働組合等において，ボランティア活動への参加を希望する市民を支援し，他機関との調整，活動プログラムの企画・開発等を行う専門職であるボランティアコーディネーターの設置促進のための支援を行う。

(2) ボランティアアドバイザーの設置促進

地域，職域等のあらゆる場所において，同じ市民の立場から，ボランティア活動への参加を希望する市民に対して相談，情報提供，活動支援，専門機関等に対するボランティアの代弁等を行うボランティアアドバイザーの設置促進のための支援を行う。

(3) ボランティアセンターの設置促進及び内容改善

- ・市区町村社会福祉協議会，社会福祉施設，病院，NPO，学校，企業，労働組合等にボランティアセンターを設置する。
- ・現行の市区町村社協ボランティアセンターは，NPOに対する支援機能の充実を図る。

2. 参加促進のための諸施策の実施

(1) 福祉教育・学習の充実

- ・「学童・生徒のボランティア活動普及事業」を希望する全ての小，中，高等学校が活動を行えるよう充実を図る。
- ・小，中，高等学校にボランティア学習担当教官を配置する。
- ・教職員に対するボランティア活動に関する研修制度を創設する。

(2) 参加プログラムの開発，充実

- ・青少年，社会人，高齢者を対象としたボランティア活動への体験活動を全市区町村で実施する。

3. 参加しやすい社会環境の整備

(1) ボランティア保険の充実及び加入促進

- ・ボランティア保険の充実及び加入促進を図る。

(2) ボランティア休暇等，参加保証のための施策の充実

高等学校，大学におけるボランティア教育のカリキュラムへの位置づけ，休学取扱，授業料の減免，奨学金の取扱の改善

- ・高等学校，大学においてボランティア教育を

カリキュラムの中に位置づける。

- ・特に、休学等を要する長期間のボランティア活動について、適切なものについてはカリキュラムの中に位置づけるとともに、休学の取扱、授業料の減免、奨学金の取扱等において、活動しやすい環境整備を進める。

企業、官庁におけるボランティア休暇・休職制度の普及

- ・企業、官庁におけるボランティア休暇・休職制度の普及を図る。

(3) ボランティア活動参加費用の所得控除

- ・個人納税者は、ボランティア活動を行った場合に、当該活動に関わった通常必要と認められる経費のうち自己負担した経費について所得控除を受けることができる。

- ・控除の対象となる経費は、活動あるいは研修に関わる、交通費、材料費、宿泊費、保険料、食事代、その他税務署長が必要と認めた経費となる。

- ・所得控除の対象となる活動は、税制優遇の認定を受けたNPO、公益法人、特定公益増進法人、その他一定の要件を満たす団体におけるボランティア活動とし、当該団体からの活動期間、自己負担費用等の証明書を添付し、申告する。

- ・未法人の団体における活動についても、その団体が活動内容、事業実績等を登録し、上記の要件を満たす第三者の団体の証明をもってあてることができる。

- ・申告手続きは、年末調整、確定申告において行う。

「ボランティア活動に対する社会的支援策のあり方に関する調査・研究」委員

(敬称略 / 50音順)

石村耕治 (朝日大学教授)

榎田勝利 (愛知淑徳大学教授)

笠原孝行 (墨田区社会福祉協議会すみだボランティア・センター主任)

川口善行 (シャプラニール=市民による海外協力の会事務局長)

後藤一男 (兵庫県共同募金会事務局長)

佐藤幸一 (日本労働組合総連合会生活福祉局長)

高島さち子 (神奈川県社会福祉協議会ボランティア・センター所長)

早瀬 昇 (大阪ボランティア協会事務局長)

栃本一三郎 (社会保障研究所主任研究員)

永津美裕 (北九州市保健福祉局総務部計画課長)

浜岡 孝 (経済同友会 調査役)

堀田 力 (さわやか福祉推進センター所長)

山崎美貴子 (東京都社会福祉協議会東京ボランティア・センター所長 / 明治学院大学教授)

山本いま子 (住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会会長)

和田敏明 (全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター所長)

- ・ 委員長

...幹事